

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月19日提出
【計算期間】	第36特定期間（自 2024年11月19日 至 2025年5月19日）
【ファンド名】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド （以下「当ファンド」といいます。また、愛称として「育ち盛り」という 名称を用いることがあります。）
【発行者名】	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊原 正章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	只野 和登
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4600
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として、現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

② ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
単位型投信	国 内	株 式	*追加型投信： 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	海 外	債 券	
追加型投信	内 外	不動産投信	*海外： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		その他資産 ()	*債券： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象 資 産	決算 頻度	投資対象 地 域	投資形態	為替 ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中小型株 債 券 一 般 公 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り ()
	年2回	日 本		
	年4回	北 米		
	年6回 (隔月)	欧 州		
	年12回 (毎月)	ア ジ ア		
不動産投信	日 々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券))		中 近 東 (中 東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

*その他資産（投資信託証券（債券））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

*年12回（毎月）：目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

*エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＊ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

＊為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③ 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

a. ファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した現地通貨建ての国債等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

■ 新興国ソブリン債は、債券からの相対的に高い利回りに加え、新興国の成長過程からも中長期的な収益機会が期待できる魅力的な資産クラスです。

※新興国ソブリン債は、先進国のソブリン債と比較してデフォルト（債務不履行）となるリスクが相対的に高いと言えます。

■ ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。

■ JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。

■ 外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

■ 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

b. 毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、安定的に収益の分配を行います。また、別途、毎年5月および11月の決算時にはボーナス分配金として、分配対象額の範囲で、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※安定した分配を継続的に行うことを目標としますが、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

★収益分配金に関する留意事項

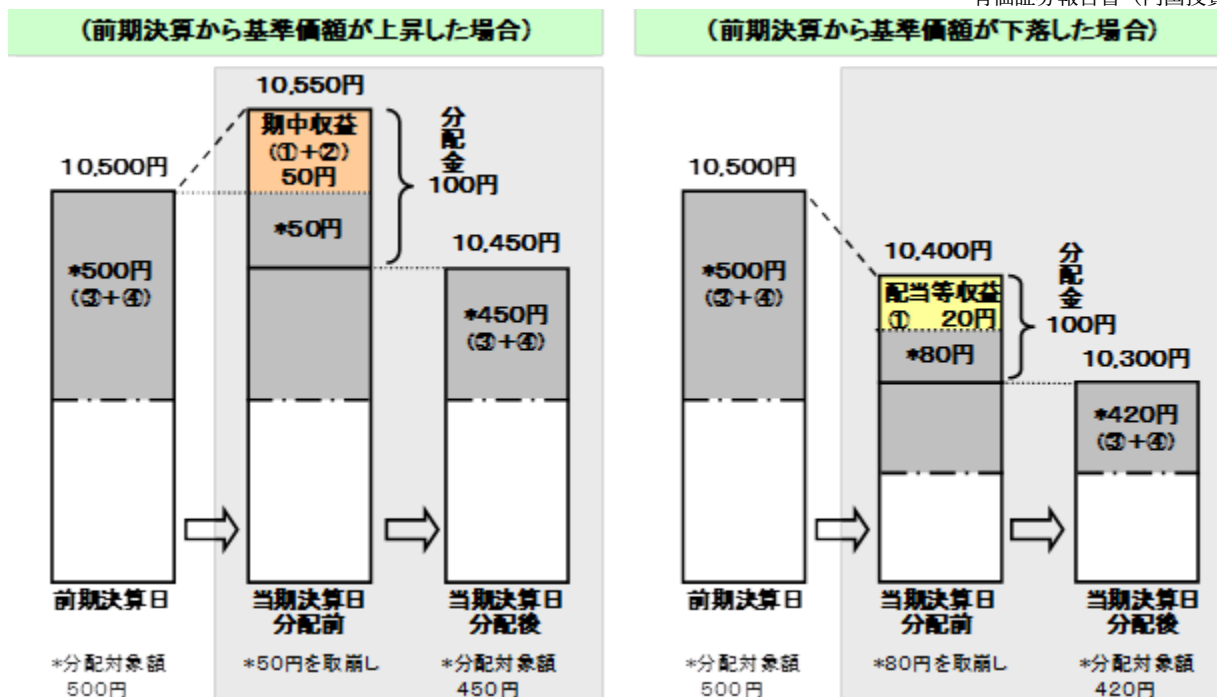
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

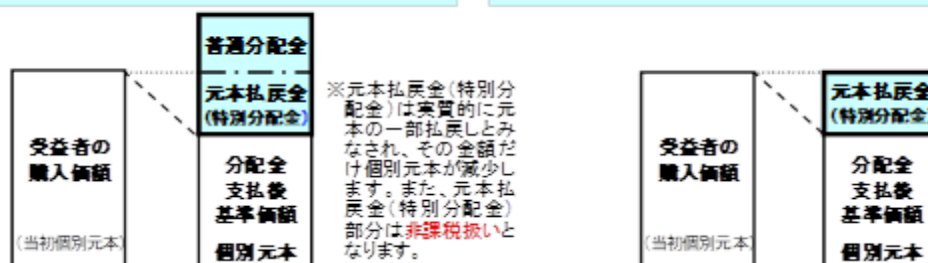
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ③ 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご参照下さい。

c. マザーファンドの運用の指図に関する権限を、BNYグループ傘下の運用会社であるインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーは、BNYグループ傘下の運用会社グループであるインサイト・インベストメント・マネジメントの北米拠点です。インサイト・インベストメント・マネジメントは、主にLDI（負債対応）運用、アクティブ債券運用、通貨リスク管理、マルチアセット運用、絶対収益型運用を、主要顧客である年金基金、地方政府、保険会社、ソブリン・ウェルス・ファンド、金融機関などに提供しています。

■ 本社：米国ニューヨーク

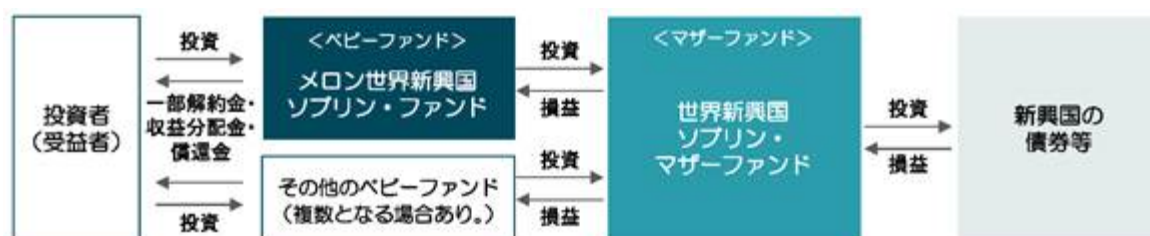
(2) 【ファンドの沿革】

2007年 5月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

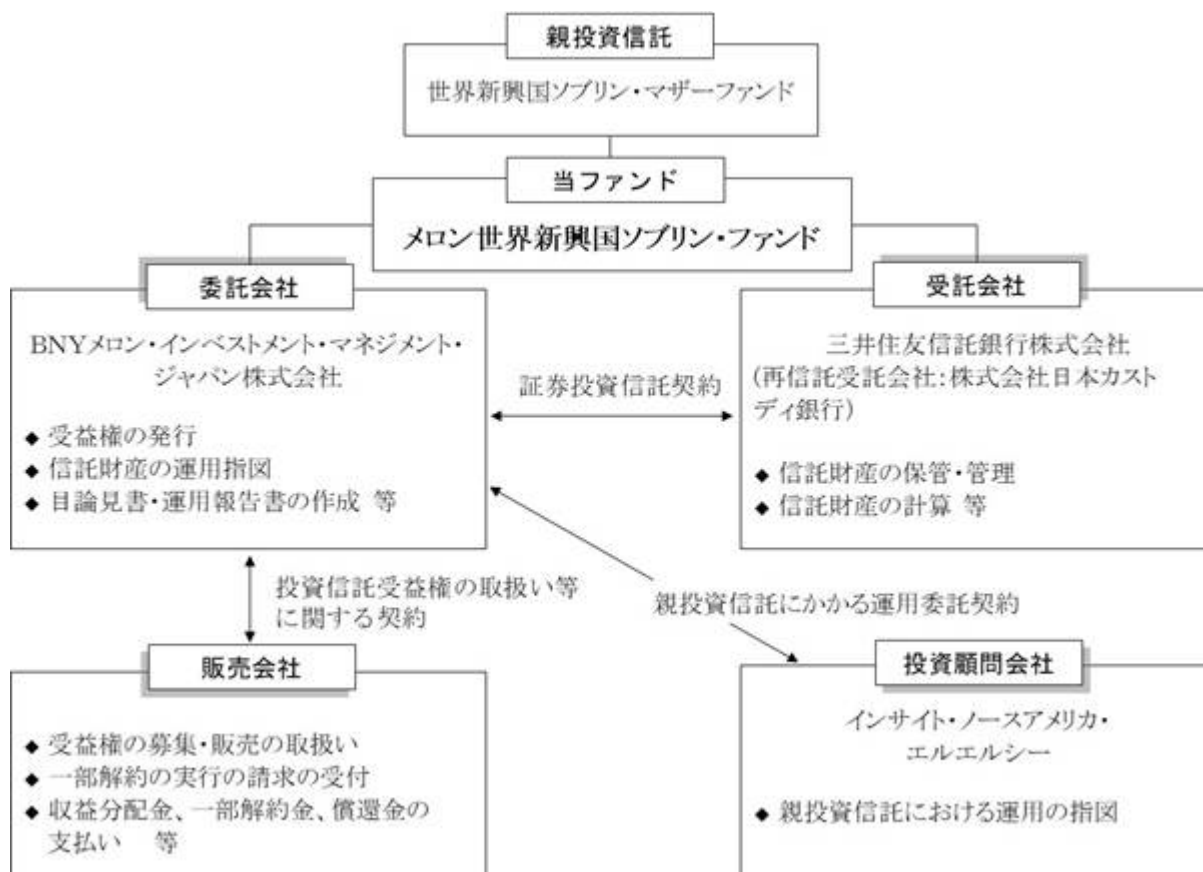
① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（メロン世界新興国ソブリン・ファンド）とし、その資金をマザーファンド（世界新興国ソブリン・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。



② ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。



※契約等の概要

証券投資信託契約	ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。
投資信託受益権の取扱い等に関する契約	受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いに関する事務の内容等が定められています。
運用委託契約	運用の指図に関する権限の委託の内容、報酬、法令遵守等が定められています。

③ 委託会社の概況

a. 名称

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

c. 資本金の額（2025年6月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

1998年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 1998年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
 1999年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
 2000年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
 2000年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
 2001年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
 2007年 9月30日 金融商品取引法の規定に基づく登録
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
 2007年11月 1日 会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更
 2020年 4月 1日 会社名をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（2025年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

② 運用方法

a. 投資対象

「世界新興国ソブリン・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針

① 投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

新興国が発行した現地通貨建ての国債等を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. 主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
2. ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
4. JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
5. 運用にあたっては、インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。
6. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による例外的な運用指図

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> マザーファンドの投資対象

① 投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおける投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による例外的な運用指図

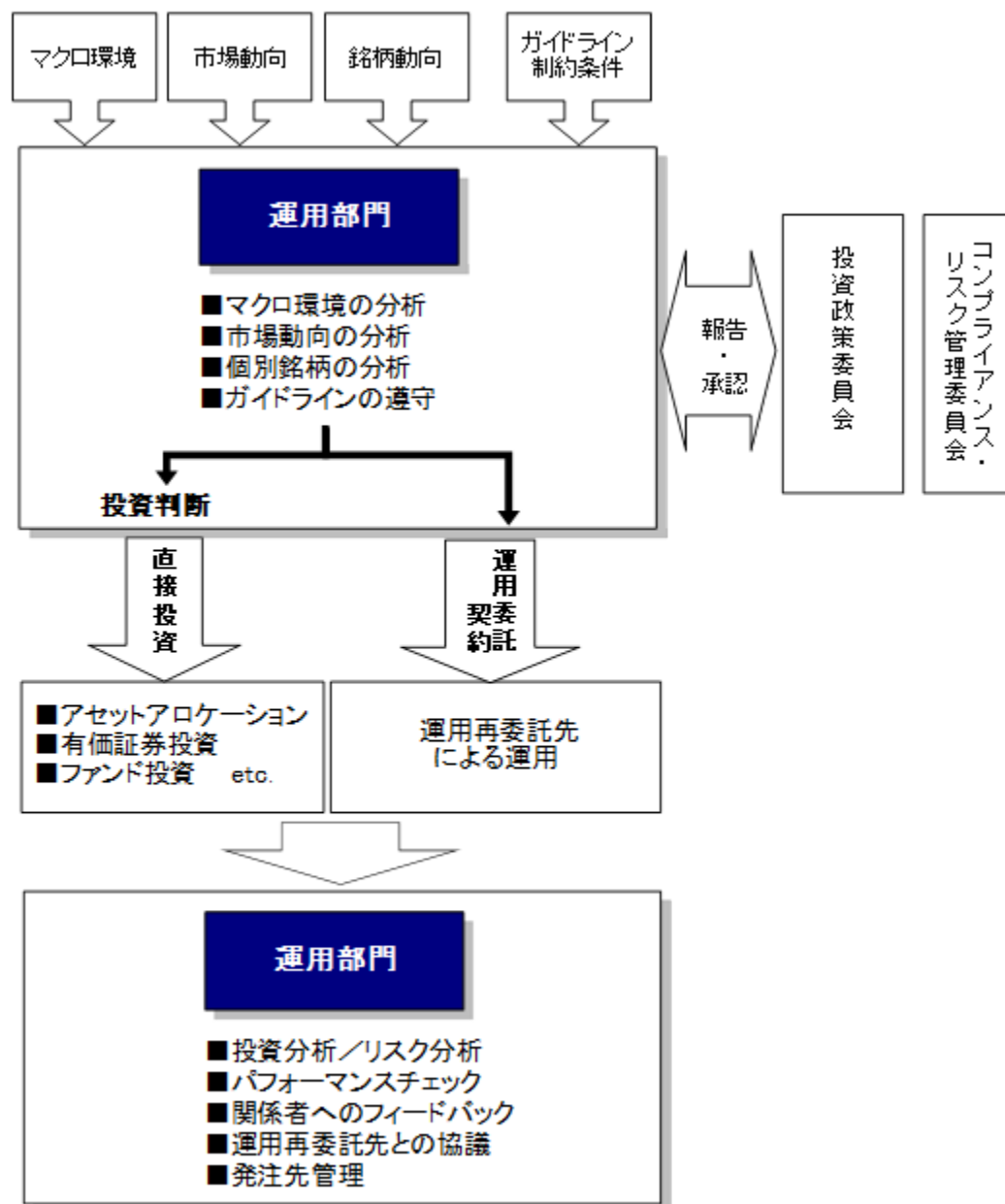
上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 当ファンドに関する委託会社の運用体制

- ・ 原則として四半期に1回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、運用委託契約、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・リスク管理オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用部門では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用部門では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的の実施します。

《社内規程》

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・運用の再委託等についての規程

・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

《受託銀行に関する管理体制について》

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② マザーファンドに関する投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用にあたっては、インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

ポートフォリオ・マネージャーはゼネラリストではなく、全員が国債（金利）や社債といった専門領域に特化しているスペシャリストであり、自身の経験を活かした専門領域での投資アイデアを常に発掘しています。

投資アイデアは、ポートフォリオ・マネージャーやトレーダー、時にはクレジット・アナリストも交えた各種のミーティングで、役職や経験に関係なく、忌憚無く発表・議論される体制が意図して構築されています。

また、運用にあたっては、E S G面でのリスクの考慮や投資先のネガティブチェックといった独自のリスク軽減策も導入しており、長期でより安定したリターンを獲得することを心がけています。

出所：インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー

（注）上記は2025年5月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- a. 毎決算時（原則として毎月17日、休業日の場合は翌営業日）に、主として経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の範囲内で（売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額とすることもあります。）安定的に収益の分配を行います。また、毎年5月および11月の決算時には利子・配当等収益に売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額から収益の分配を行います。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 上記a. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

※収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

※「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

(5) 【投資制限】

- ① 当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - a. マザーファンドの受益証券の投資割合には、制限を設けません。
 - b. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - c. マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - e. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - f. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - g. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 - h. 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。
 - i. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - a. 信用取引の指図
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
 2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。
 - b. 先物取引等の運用指図
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとしします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。
 - c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- e. デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公

社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

j. 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

k. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

l. 再投資の指図

委託会社は、上記k. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

n. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

③ その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考情報＞ マザーファンドの投資制限

① マザーファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- f. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- g. 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。
- h. デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- i. 外国為替取引（直物為替先渡取引を含みます）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- j. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

a. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- j. 外国為替予約取引の指図
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- k. 有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- l. 再投資の指図
委託会社は、上記k. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- m. 受託会社による資金の立替え
 1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。また、基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク

債券・株式（先物取引を含みます。）の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券・株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 新興国への投資に伴うリスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

税制においても、先進国の税制と異なる場合があります、また、一方的に変更されたり、新たな税制が適用されることもあります。

上記のような要因が、信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

③ 為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。

④ 金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

⑤ 信用リスク

債券・株式等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、債券・株式等の価格が下落するリスクがあります。当ファンドおよびマザーファンドではソブリン債以外の債券にも投資を行う可能性があります。その場合、ソブリン債に投資するより、信用リスクが大きくなる場合もあります。価格がゼロになることもあります。

⑥ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も大きい傾向があります。

⑦ 受益者の解約・追加による資金流出入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑧ ブローカーの信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよびマザーファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよびマザーファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

⑨ 当ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資顧問会社および委託会社は、当ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドの利益に反することがあります。

⑩ その他の留意点

＜当ファンドの資産規模にかかる留意点＞

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

＜流動性リスクにかかる留意点＞

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

＜収益分配方針にかかる留意点＞

- ・計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

＜受託会社の信用力にかかる留意点＞

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があります。為替取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引に関して適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

＜クーリング・オフについて＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜法令・税制・会計制度等の変更の可能性＞

日本およびその他の投資対象国の法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

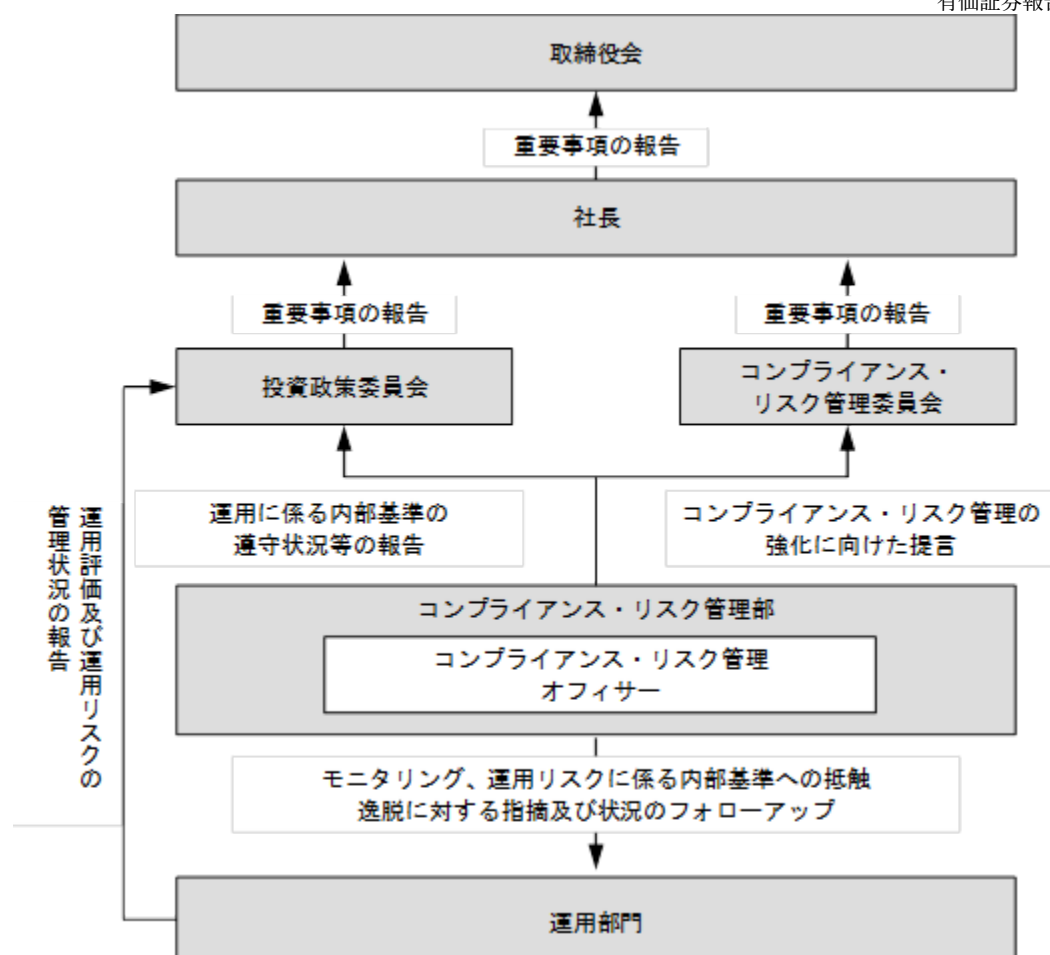
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則四半期に1回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、流動性リスク管理の報告、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則2カ月に1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。
コンプライアンス・ リスク管理オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。また、運用リスク、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）マザーファンドに関する投資顧問会社のリスク管理体制

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーは、独立したリスク管理とコントロールの機能を確立しており、運用リスク管理についてはインベストメント・リスク・チームが担当しています。当チームは運用スタッフから距離を保って活動し、運用チームの投資行動を独立的な立場から監督しています。

インベストメント・リスク・チームの主な業務は以下のとおりです。

- ・各口座に関する運用リスクの監督と統制
- ・各口座のデリバティブ・エクスポージャーにより生じるリスクの適切な管理
- ・デリバティブ・ポリシーの策定及び監督
- ・モデルの検証
- ・決済とカウンター・パーティー・リスクに関する助言

（注）上記の管理体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（3） 参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 年間騰落率は、2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を示しています。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと代表的な資産クラス[※]との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- * グラフは、2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- 当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 各資産クラスの指数

- 日本株** 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という）が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株** MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株** MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債** NOMURA-BPI国債
野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債** FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債** JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J P Xに帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.85%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

《当該手数料を対価とする役務の内容》

販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

※ 取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※ 販売会社によって、申込手数料の優遇措置を設けていることがあります。（当該取扱いの可否および内容については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。）

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.815%（税抜 1.65%）を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

② 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	250億円未満の部分	250億円以上 500億円未満の部分	500億円以上の部分	当該信託報酬を対価とする役務の内容
委託会社	年率0.85% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.70% （税抜）	信託財産の運用指図（投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む）、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
販売会社	年率0.75% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.90% （税抜）	購入後の情報提供、運用報告書（注）等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	年率0.05%（税抜）			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。以下同じ。

③ 委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への報酬が含まれます。

（4）【その他の手数料等】

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用
- ・外貨建資産の保管費用
- ・信託財産に関する租税および信託事務の処理等に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。

- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる費用（目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等を含みます。）は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
- ・上記の監査費用および信託財産の管理、運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

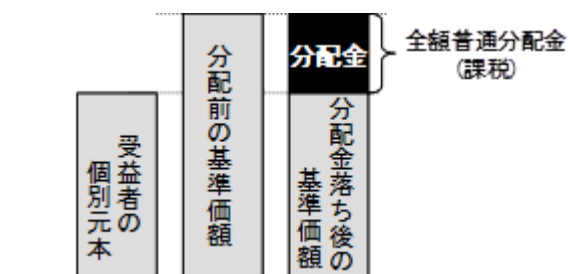
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

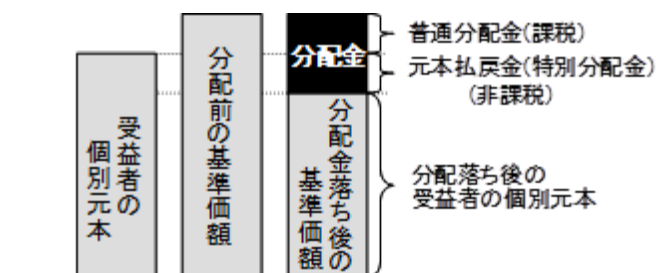
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

- ◆ 所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（上場株式、特定株式投資信託（ETF）、特定不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債などをいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の利子所得および配当所得（全て申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）「課税上の取扱い」の内容は2025年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年11月19日～2025年5月19日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.27%	1.80%	0.47%

※上記は、対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を、対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年6月30日現在です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,510,623,814	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△1,581,973	△0.06
合計（純資産総額）		2,509,041,841	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	------	---------	---------

国債証券	ルーマニア	349,415,724	13.09
	ブラジル	330,376,816	12.37
	南アフリカ	275,858,549	10.33
	ポーランド	270,181,997	10.12
	メキシコ	248,145,544	9.29
	マレーシア	183,878,142	6.89
	ペルー	180,195,135	6.75
	チェコ	169,226,977	6.34
	トルコ	130,812,398	4.90
	中国	119,537,593	4.48
	ハンガリー	91,658,863	3.43
	コロンビア	55,462,342	2.08
	インド	46,683,232	1.75
	ドミニカ	40,225,414	1.51
	アルゼンチン	13,710,998	0.51
	ウルグアイ	12,807,324	0.48
	小 計	2,518,177,048	94.31
社債券	コロンビア	76,445,272	2.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		75,365,751	2.82
合計（純資産総額）		2,669,988,071	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。以下同じ。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	845,558,461	31.66
	売建	—	833,691,179	△31.22

（注）売建の投資比率は△（マイナス）で表示しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	日本	親投資信託 受益証券	世界新興国ソブリン・ マザーファンド	1,321,659,199	1.86	2,471,238,371	1.89	2,510,623,814	100.06

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	利率 （％）	償還期限	数量又は 額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
							単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	ルーマニア	国債 証券	5.8% ROMANIA GOVT 07/27	5.8	2027/7/26	6,170,000	3,190.09	196,829,091	3,253.82	200,761,215	7.52
2	ポーランド	国債 証券	7.5% POLAND GOVTBOND7/25	7.5	2028/7/25	4,250,000	4,307.01	183,048,270	4,323.16	183,734,309	6.88
3	中国	国債 証券	3.29%CHINA GOVT BOND5/29	3.29	2029/5/23	5,510,000	2,170.20	119,578,371	2,169.46	119,537,593	4.48
4	ブラジル	国債 証券	10% FEDERATIVE REP 01/29	10	2029/1/1	4,550,000	2,478.15	112,756,036	2,532.24	115,216,830	4.32
5	メキシコ	国債 証券	8.5% MBONO 05/29	8.5	2029/5/31	14,833,300	764.23	113,360,529	766.92	113,761,026	4.26
6	南アフリカ	国債 証券	7% REP SOUTH AFRICA 2/31	7	2031/2/28	14,669,652	733.73	107,636,004	748.27	109,769,904	4.11
7	ブラジル	国債 証券	10% BRAZIL NTN-F 01/33	10	2033/1/1	4,361,000	2,285.61	99,675,573	2,337.71	101,947,502	3.82

8	ペルー	国債 証券	6.9% PERU B SOBERAN 8/37	6.9	2037/8/12	2,390,000	4,086.14	97,658,775	4,126.37	98,620,332	3.69
9	トルコ	国債 証券	26.2% TURKEY GOV 10/33	26.2	2033/10/5	26,324,755	306.71	80,741,948	329.42	86,719,210	3.25
10	マレーシア	国債 証券	4.893% MALAYSIA GOV 6/38	4.893	2038/6/8	2,255,000	3,823.64	86,223,257	3,842.14	86,640,340	3.24
11	ポーランド	国債 証券	1.75% POLANDGOVTBOND4/32	1.75	2032/4/25	2,680,000	3,216.64	86,206,145	3,225.66	86,447,688	3.24
12	チェコ	国債 証券	1.5% CZECH REPUBLIC 4/40	1.5	2040/4/24	18,400,000	462.84	85,162,763	463.08	85,207,123	3.19
13	ブラジル	国債 証券	10% BRAZIL NTN-F 1/35	10	2035/1/1	3,688,000	2,214.95	81,687,219	2,268.16	83,649,840	3.13
14	ハンガリー	国債 証券	3% HUNGARY GOVT 10/38	3	2038/10/27	299,770,000	28.11	84,276,285	27.86	83,520,252	3.13
15	コロンビア	社債 券	8.375% EMPRESAS PUBI1/27	8.375	2027/11/8	2,368,000,000	3.21	76,233,391	3.22	76,445,272	2.86
16	メキシコ	国債 証券	8.5%MEXICAN BONO11/38	8.5	2038/11/18	10,777,400	699.70	75,410,126	707.31	76,229,676	2.86
17	ルーマニア	国債 証券	8% ROMANIA GOVT 04/30	8	2030/4/29	1,955,000	3,327.05	65,044,012	3,424.78	66,954,452	2.51
18	南アフリカ	国債 証券	9% REP SOUTH AFRICA 1/40	9	2040/1/31	7,914,078	675.97	53,497,190	704.92	55,788,536	2.09
19	ルーマニア	国債 証券	5% ROMANIA GOVT 02/29	5	2029/2/12	1,790,000	3,003.82	53,768,508	3,102.46	55,534,208	2.08
20	マレーシア	国債 証券	4.921% MALAYSIA 07/48	4.921	2048/7/6	1,356,000	3,901.85	52,909,168	3,915.39	53,092,782	1.99
21	インド	国債 証券	7.26%INDIA GOVT BOND2/33	7.26	2033/2/6	26,060,000	181.00	47,170,554	179.13	46,683,232	1.75
22	チェコ	国債 証券	2.5% CZECH REPUBLIC 8/28	2.5	2028/8/25	6,700,000	663.12	44,429,206	663.73	44,469,983	1.67
23	マレーシア	国債 証券	3.828% MALAYSIA GOVT7/34	3.828	2034/7/5	1,260,000	3,492.27	44,002,693	3,503.57	44,145,020	1.65
24	トルコ	国債 証券	31.08% TURKEY GOVB011/28	31.08	2028/11/8	13,130,000	326.93	42,926,488	335.82	44,093,188	1.65
25	メキシコ	国債 証券	7.75% MEXICAN BONOS 5/31	7.75	2031/5/29	5,899,600	726.14	42,839,796	732.18	43,195,850	1.62
26	南アフリカ	国債 証券	8.75% REP SOUTH AFR 2/48	8.75	2048/2/28	6,579,060	623.04	40,990,287	654.52	43,061,685	1.61
27	ペルー	国債 証券	6.85% PERU B SOBERANO Au	6.85	2035/8/12	1,000,000	4,066.77	40,667,747	4,190.92	41,909,272	1.57
28	コロンビア	国債 証券	6% COLOMBIA TES 04/28	6	2028/4/28	1,310,000,000	3.18	41,683,177	3.17	41,655,309	1.56
29	南アフリカ	国債 証券	8.25% REP SOUTH AFR 3/32	8.25	2032/3/31	4,425,000	759.53	33,609,442	776.63	34,366,144	1.29
30	南アフリカ	国債 証券	8% REP SOUTH AFRICA 1/30	8	2030/1/31	4,110,616	786.71	32,338,846	799.69	32,872,280	1.23

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	94.31
社債券	2.86
合計	97.18

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

為替予約取引

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	2,545,427.36	366,543,600	368,117,909	13.78
	メキシコペソ		4,402,000.00	32,795,477	33,764,219	1.26
	トルコリラ		4,852,000.00	17,062,423	17,398,301	0.65
	チェココルナ		20,023,000.00	130,094,323	137,041,415	5.13
	ハンガリーフォリント		261,166,000.00	104,600,715	111,592,836	4.17
	ポーランドズロチ		47,000.00	1,767,731	1,877,537	0.07
	ルーマニアレイ		326,000.00	10,445,655	10,859,320	0.40
	南アフリカランド		2,206,000.00	17,715,512	17,894,410	0.67
	オフショア人民元		7,283,760.78	146,274,066	147,012,514	5.50
	米ドル	売建	3,200,832.37	461,245,100	462,902,128	△17.33
	メキシコペソ		2,605,000.00	19,370,147	19,980,871	△0.74
	トルコリラ		10,829,000.00	38,080,166	38,830,628	△1.45
	チェココルナ		2,010,000.00	13,155,533	13,756,842	△0.51
	ハンガリーフォリント		11,040,000.00	4,412,426	4,717,247	△0.17
	ポーランドズロチ		410,000.00	15,524,547	16,378,516	△0.61
	ルーマニアレイ		2,220,000.00	70,618,160	73,949,976	△2.76
	香港ドル		8,277,000.00	152,761,333	152,597,255	△5.71
	南アフリカランド		4,369,000.00	35,029,829	35,440,016	△1.32
	オフショア人民元		750,000.00	15,069,803	15,137,700	△0.56

（注）売建の投資比率は、△（マイナス）で表示しております。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17特定期間	（2015年11月17日）	16,757,159,247	16,857,558,207	0.5842	0.5877
第18特定期間	（2016年 5月17日）	13,955,206,648	14,049,239,478	0.5194	0.5229
第19特定期間	（2016年11月17日）	12,361,557,773	12,451,441,747	0.4813	0.4848
第20特定期間	（2017年 5月17日）	13,226,772,092	13,312,182,481	0.5420	0.5455
第21特定期間	（2017年11月17日）	11,858,555,506	11,938,199,105	0.5211	0.5246
第22特定期間	（2018年 5月17日）	10,382,887,889	10,457,835,237	0.4849	0.4884
第23特定期間	（2018年11月19日）	8,659,530,683	8,698,893,301	0.4400	0.4420
第24特定期間	（2019年 5月17日）	8,129,980,229	8,168,444,477	0.4227	0.4247
第25特定期間	（2019年11月18日）	8,059,998,723	8,097,843,835	0.4259	0.4279
第26特定期間	（2020年 5月18日）	6,769,671,720	6,807,163,742	0.3611	0.3631
第27特定期間	（2020年11月17日）	7,036,108,385	7,073,169,448	0.3797	0.3817
第28特定期間	（2021年 5月17日）	6,062,919,435	6,093,980,673	0.3904	0.3924
第29特定期間	（2021年11月17日）	4,131,719,003	4,154,160,066	0.3682	0.3702
第30特定期間	（2022年 5月17日）	3,049,979,431	3,069,357,402	0.3148	0.3168
第31特定期間	（2022年11月17日）	3,156,616,387	3,174,941,882	0.3445	0.3465
第32特定期間	（2023年 5月17日）	3,096,474,606	3,113,705,375	0.3594	0.3614
第33特定期間	（2023年11月17日）	3,183,471,746	3,199,569,708	0.3955	0.3975
第34特定期間	（2024年 5月17日）	3,088,538,575	3,103,743,434	0.4063	0.4083
第35特定期間	（2024年11月18日）	2,682,338,457	2,696,274,436	0.3850	0.3870
第36特定期間	（2025年 5月19日）	2,435,793,918	2,448,991,270	0.3691	0.3711
2024年 6月末日		3,004,304,060	—	0.4049	—
7月末日		2,821,188,356	—	0.3904	—
8月末日		2,725,190,937	—	0.3800	—
9月末日		2,739,074,120	—	0.3856	—
10月末日		2,739,921,304	—	0.3900	—

11月末日	2,601,205,812	—	0.3758	—
12月末日	2,625,460,205	—	0.3837	—
2025年 1月末日	2,589,146,862	—	0.3807	—
2月末日	2,507,896,430	—	0.3699	—
3月末日	2,486,588,253	—	0.3716	—
4月末日	2,441,491,992	—	0.3666	—
5月末日	2,450,968,913	—	0.3732	—
6月末日	2,509,041,841	—	0.3853	—

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	0.0210
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	0.0210
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	0.0210
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	0.0210
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	0.0210
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	0.0210
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	0.0165
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	0.0120
第25特定期間（2019年 5月18日～2019年11月18日）	0.0120
第26特定期間（2019年11月19日～2020年 5月18日）	0.0120
第27特定期間（2020年 5月19日～2020年11月17日）	0.0120
第28特定期間（2020年11月18日～2021年 5月17日）	0.0120
第29特定期間（2021年 5月18日～2021年11月17日）	0.0120
第30特定期間（2021年11月18日～2022年 5月17日）	0.0120
第31特定期間（2022年 5月18日～2022年11月17日）	0.0120
第32特定期間（2022年11月18日～2023年 5月17日）	0.0120
第33特定期間（2023年 5月18日～2023年11月17日）	0.0120
第34特定期間（2023年11月18日～2024年 5月17日）	0.0120
第35特定期間（2024年 5月18日～2024年11月18日）	0.0120
第36特定期間（2024年11月19日～2025年 5月19日）	0.0120

（注）1口当たりの分配金は、各特定期間中の分配金の合計です。

③【収益率の推移】

特定期間	収益率（％）
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	△9.5
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	△7.5
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	△3.3
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	17.0
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	0.0
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	△2.9
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	△5.9
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	△1.2
第25特定期間（2019年 5月18日～2019年11月18日）	3.6
第26特定期間（2019年11月19日～2020年 5月18日）	△12.4
第27特定期間（2020年 5月19日～2020年11月17日）	8.5
第28特定期間（2020年11月18日～2021年 5月17日）	6.0
第29特定期間（2021年 5月18日～2021年11月17日）	△2.6
第30特定期間（2021年11月18日～2022年 5月17日）	△11.2
第31特定期間（2022年 5月18日～2022年11月17日）	13.2
第32特定期間（2022年11月18日～2023年 5月17日）	7.8
第33特定期間（2023年 5月18日～2023年11月17日）	13.4
第34特定期間（2023年11月18日～2024年 5月17日）	5.8
第35特定期間（2024年 5月18日～2024年11月18日）	△2.3
第36特定期間（2024年11月19日～2025年 5月19日）	△1.0

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額（特定期間中の分配金を加算した額）から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	622,713,990	2,867,787,384	28,685,417,187
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	648,736,593	2,467,630,824	26,866,522,956
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	1,186,159,906	2,371,547,324	25,681,135,538
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	1,004,994,372	2,283,161,513	24,402,968,397
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	747,738,416	2,395,392,781	22,755,314,032
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	796,646,471	2,138,432,238	21,413,528,265
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	1,120,595,347	2,852,814,319	19,681,309,293
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	685,578,912	1,134,763,880	19,232,124,325
第25特定期間（2019年 5月18日～2019年11月18日）	797,857,076	1,107,425,204	18,922,556,197
第26特定期間（2019年11月19日～2020年 5月18日）	757,857,430	934,402,463	18,746,011,164
第27特定期間（2020年 5月19日～2020年11月17日）	767,327,201	982,806,572	18,530,531,793
第28特定期間（2020年11月18日～2021年 5月17日）	537,598,152	3,537,510,528	15,530,619,417
第29特定期間（2021年 5月18日～2021年11月17日）	262,751,026	4,572,838,928	11,220,531,515
第30特定期間（2021年11月18日～2022年 5月17日）	148,543,291	1,680,089,102	9,688,985,704
第31特定期間（2022年 5月18日～2022年11月17日）	160,327,615	686,565,791	9,162,747,528
第32特定期間（2022年11月18日～2023年 5月17日）	151,105,567	698,468,273	8,615,384,822
第33特定期間（2023年 5月18日～2023年11月17日）	147,064,977	713,468,326	8,048,981,473
第34特定期間（2023年11月18日～2024年 5月17日）	253,490,597	700,042,405	7,602,429,665
第35特定期間（2024年 5月18日～2024年11月18日）	57,001,121	691,440,965	6,967,989,821
第36特定期間（2024年11月19日～2025年 5月19日）	86,033,591	455,347,090	6,598,676,322

(注) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

《参考情報》

3. 運用実績

(2025年6月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移



(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。
 (注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 (注3) 当ファンドは、設定時から10年以上経過しましたので、直近10年間の推移を記載しています。
 (設定日:2007年5月31日)

2025年6月30日現在

基準価額 3,853円

純資産総額 25.0億円

分配の推移 (1万口当たり、税引き前)

2025年 2月 20円

2025年 3月 20円

2025年 4月 20円

2025年 5月 20円

2025年 6月 20円

直近1年間累計 240円

設定来累計 7,170円

主要な資産の状況

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

世界新興国ソブリン・マザーファンド

組入上位10銘柄

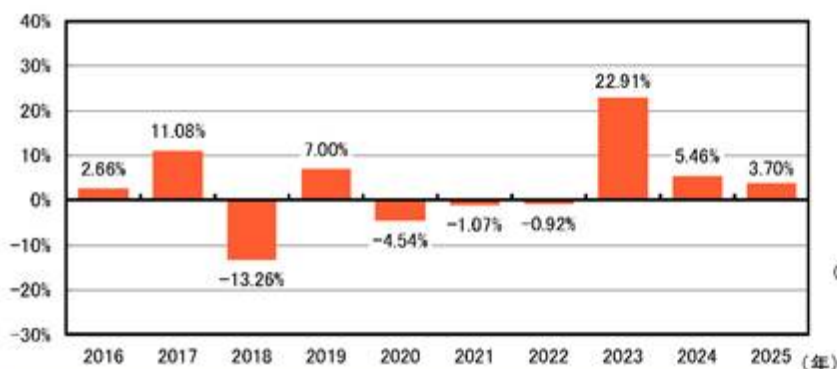
	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	5.8% ROMANIA GOVT 07/27	ルーマニア	国債証券	7.52
2	7.5% POLAND GOVTBOND7/25	ポーランド	国債証券	6.88
3	3.29%CHINA GOVT BOND5/29	中国	国債証券	4.48
4	10% FEDERATIVE REP 01/29	ブラジル	国債証券	4.32
5	8.5% MBONO 05/29	メキシコ	国債証券	4.26
6	7% REP SOUTH AFRICA 2/31	南アフリカ	国債証券	4.11
7	10% BRAZIL NTN-F 01/33	ブラジル	国債証券	3.82
8	6.9% PERU B SOBERAN 8/37	ペルー	国債証券	3.69
9	26.2% TURKEY GOV 10/33	トルコ	国債証券	3.25
10	4.893% MALAYSIA GOV 6/38	マレーシア	国債証券	3.24

種類別組入比率

種類	投資比率(%)
国債証券	94.31
社債券	2.86
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	2.82
合計	100.00

(注) 小数点第三位以下を四捨五入しており、合計額が100%にならないことがあります。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



(注) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 2025年は6月末までの収益率です。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時30分まで^{*}とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨークの証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日の場合には、お申込みできません。

^{*}販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

※取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

※当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受け

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。
- ② 委託会社は、上記①の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受けは、原則として午後3時30分まで^{*}とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

^{*}販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ③ 上記②の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口の換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

※販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受付けの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

(4) 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、受益者の有する受益権につき、販売会社の定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(5) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考>主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しております。
-----------------	----------------

② 基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「世界新興」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5) その他 ① ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年5月31日から2007年7月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、下記「（5）その他 ① ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「② 信託約款の変更等 e. 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

② 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記b. からf. の規定にしたがいます。
- b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記b. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 上記c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記b. の信託約款の変更をしません。
- f. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b. からf. の規定にしたがい新受託会社を選任します。

③ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

④ その他の契約の変更

a. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b. 運用委託契約

運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。運用委託契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、上記「② 信託約款の変更等」の規定にしたがって信託約款を変更します。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

⑥ 信託業務の委託等

a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までの業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

d. 上記 c. の業務にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 運用報告書の作成および提供

a. 委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月18日から11月17日までおよび11月18日から翌年5月17日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

b. 交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。）は、販売会社を通じて受益者に提供します。

c. 運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面をいいます。）は、委託会社のホームページに掲載します。

委託会社のホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

d. 上記 c. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36特定期間（第210期から第215期（2024年11月19日から2025年5月19日まで））の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35特定期間末 (第209期計算期間末) (2024年11月18日現在)	第36特定期間末 (第215期計算期間末) (2025年5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,095	802,024
親投資信託受益証券	2,680,075,677	2,433,756,441
未収入金	32,249,202	27,919,606
未収利息	-	7
流動資産合計	2,712,356,974	2,462,478,078
資産合計	2,712,356,974	2,462,478,078
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,935,979	13,197,352
未払解約金	11,593,793	9,447,311
未払受託者報酬	131,569	117,900
未払委託者報酬	4,210,195	3,772,812
その他未払費用	146,981	148,785
流動負債合計	30,018,517	26,684,160
負債合計	30,018,517	26,684,160
純資産の部		
元本等		
元本	6,967,989,821	6,598,676,322
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,285,651,364	△4,162,882,404
（分配準備積立金）	51,948,686	50,558,219
元本等合計	2,682,338,457	2,435,793,918
純資産合計	2,682,338,457	2,435,793,918
負債純資産合計	2,712,356,974	2,462,478,078

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第35特定期間 (第204期から第209期) (自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日)	第36特定期間 (第210期から第215期) (自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日)
営業収益		
受取利息	157	653
有価証券売買等損益	△41,324,074	△2,763,978
営業収益合計	△41,323,917	△2,763,325
営業費用		
受託者報酬	793,641	697,453
委託者報酬	25,396,499	22,318,510
その他費用	863,780	866,220
営業費用合計	27,053,920	23,882,183
営業利益又は営業損失 (△)	△68,377,837	△26,645,508
経常利益又は経常損失 (△)	△68,377,837	△26,645,508
当期純利益又は当期純損失 (△)	△68,377,837	△26,645,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,245,764	3,715
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△4,513,891,090	△4,285,651,364
剰余金増加額又は欠損金減少額	416,105,115	284,280,989
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	416,105,115	284,280,989
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,564,877	53,939,055
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	34,564,877	53,939,055
分配金	86,168,439	80,923,751
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,285,651,364	△4,162,882,404

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	・特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、2024年11月19日から2025年5月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第35特定期間末 (第209期計算期間末) (2024年11月18日現在)	第36特定期間末 (第215期計算期間末) (2025年5月19日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同 左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第35特定期間末 (第209期計算期間末) (2024年11月18日現在)	第36特定期間末 (第215期計算期間末) (2025年5月19日現在)
1.受益権の総数	6,967,989,821口	6,598,676,322口
2.元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	4,285,651,364円	4,162,882,404円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3850円 (3,850円)	0.3691円 (3,691円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第35特定期間 (第204期から第209期) (自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日)	第36特定期間 (第210期から第215期) (自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、当該親投資信託の信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額 50億円以下の部分 年0.3750% 50億円超100億円以下の部分 年0.35625% 100億円超の部分 年0.3375%	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
2.分配金の計算過程 第204期 (2024年5月18日から2024年6月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(12,107,572円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(231,690,006円)及び分配準備積立金(49,689,766円)より、分配可能額は293,487,344円(1万口当たり394.81円)であり、うち14,866,434円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	2.分配金の計算過程 第210期 (2024年11月19日から2024年12月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(10,027,125円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(215,106,959円)及び分配準備積立金(51,230,136円)より、分配可能額は276,364,220円(1万口当たり401.50円)であり、うち13,766,045円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第205期 (2024年6月18日から2024年7月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (14,496,434円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (228,699,083円)及び分配準備積立金 (46,242,919円)より、分配可能額は 289,438,436円(1万口当たり394.61円)であり、 うち14,669,040円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。	第211期 (2024年12月18日から2025年1月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (10,878,881円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (213,018,276円)及び分配準備積立金 (46,934,668円)より、分配可能額は 270,831,825円(1万口当たり397.51円)であり、 うち13,626,029円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。
第206期 (2024年7月18日から2024年8月19日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (28,797,269円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (224,220,057円)及び分配準備積立金 (45,069,013円)より、分配可能額は 298,086,339円(1万口当たり414.73円)であり、 うち14,374,090円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。	第212期 (2025年1月18日から2025年2月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (30,137,756円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (212,304,433円)及び分配準備積立金 (43,966,138円)より、分配可能額は 286,408,327円(1万口当たり421.97円)であり、 うち13,574,027円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。
第207期 (2024年8月20日から2024年9月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (11,750,601円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (221,828,416円)及び分配準備積立金 (58,770,010円)より、分配可能額は 292,349,027円(1万口当たり411.30円)であり、 うち14,215,112円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。	第213期 (2025年2月18日から2025年3月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (9,703,612円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (210,922,456円)及び分配準備積立金 (60,031,000円)より、分配可能額は 280,657,068円(1万口当たり416.41円)であり、 うち13,479,530円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。
第208期 (2024年9月18日から2024年10月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (14,236,569円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (220,262,063円)及び分配準備積立金 (55,791,724円)より、分配可能額は 290,290,356円(1万口当たり411.52円)であり、 うち14,107,784円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。	第214期 (2025年3月18日から2025年4月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (10,054,324円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (207,929,970円)及び分配準備積立金 (55,326,989円)より、分配可能額は 273,311,283円(1万口当たり411.57円)であり、 うち13,280,768円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。
第209期 (2024年10月18日から2024年11月18日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (10,703,458円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (217,658,187円)及び分配準備積立金 (55,181,207円)より、分配可能額は 283,542,852円(1万口当たり406.90円)であり、 うち13,935,979円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。	第215期 (2025年4月18日から2025年5月19日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (12,254,120円)、費用控除後の有価証券売買等 損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金 (206,960,757円)及び分配準備積立金 (51,501,451円)より、分配可能額は 270,716,328円(1万口当たり410.24円)であり、 うち13,197,352円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
-------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第35特定期間 (第204期から第209期) (自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日)	第36特定期間 (第210期から第215期) (自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,228,250	79,216,649
合計	6,228,250	79,216,649

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第35特定期間末 (第209期計算期間末) (2024年11月18日現在)	第36特定期間末 (第215期計算期間末) (2025年5月19日現在)
期首元本額	7,602,429,665円	6,967,989,821円
期中追加設定元本額	57,001,121円	86,033,591円
期中一部解約元本額	691,440,965円	455,347,090円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2025年5月19日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	世界新興国ソブリン・ マザーファンド	1,347,221,944	2,433,756,441	
合計		1,347,221,944	2,433,756,441	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

世界新興国ソブリン・マザーファンド

当ファンドは、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、2025年5月19日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

	(2024年11月18日現在)	(2025年5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	27,836,605	28,883,109
コール・ローン	944,789	2,191,026
国債証券	2,656,638,950	2,452,703,821
社債券	127,716,772	74,905,809
派生商品評価勘定	23,662,050	19,044,326
未収利息	59,390,040	56,946,396
前払費用	942,227	467,502
流動資産合計	2,897,131,433	2,635,141,989
資産合計	2,897,131,433	2,635,141,989
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,884,569	20,217,246
未払解約金	32,249,202	29,919,606
流動負債合計	63,133,771	50,136,852
負債合計	63,133,771	50,136,852
純資産の部		
元本等		
元本	1,568,052,452	1,430,976,985
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,265,945,210	1,154,028,152
元本等合計	2,833,997,662	2,585,005,137
純資産合計	2,833,997,662	2,585,005,137
負債純資産合計	2,897,131,433	2,635,141,989

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・国債証券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	・ 為替先渡取引（直物為替先渡取引を含む） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしております。 ・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	・ 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・ 貸借対照表は、2025年5月19日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月18日から翌年5月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2024年11月18日現在）	（2025年5月19日現在）
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同 左

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2024年11月18日現在）	（2025年5月19日現在）
1. 受益権の総数	1,568,052,452口	1,430,976,985口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.8073円 (18,073円)	1.8065円 (18,065円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表」及び「附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 デリバティブ取引には、為替先渡取引、為替予約取引が含まれており、当ファンドはこれらのデリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。これらのデリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
--------------------	--

2.時価の算定方法	(1)国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(2)派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(自 2024年 5月18日 至 2024年11月18日)	(自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日)
	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	20,942,018	3,673,996
社債券	4,154,369	2,654,081
合 計	25,096,387	6,328,077

(注) 「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

区分	種類	(2024年11月18日現在)		
		契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	インドルピー	62,324,346	-	62,100,940	△223,406
	韓国ウォン	62,653,766	-	61,209,217	△1,444,549
	マレーシアリングット	93,023,886	-	89,864,357	△3,159,529
	ペルーソル	2,869,073	-	2,838,385	△30,688
	台湾ドル	31,048,781	-	31,045,694	△3,087
	売建				
	ブラジルリアル	56,163,685	-	55,548,001	615,684
	コロンビアペソ	203,137,690	-	194,958,869	8,178,821
	インドルピー	82,561,460	-	82,423,990	137,470
	韓国ウォン	2,876,465	-	2,826,031	50,434
	ペルーソル	32,153,505	-	31,871,009	282,496
	台湾ドル	63,249,027	-	62,235,715	1,013,312
	為替予約取引 買建				
	米ドル	436,097,312	-	440,966,635	4,869,323
	メキシコペソ	55,827,420	-	55,446,402	△381,018
	トルコリラ	8,752,914	-	8,595,948	△156,966
	チェココルナ	163,930,688	-	162,213,769	△1,716,919
	ハンガリーフォリント	107,496,954	-	104,681,868	△2,815,086
	ポーランドズロチ	10,003,670	-	9,889,879	△113,791
	香港ドル	80,633,778	-	81,188,308	554,530
	オフショア人民元	176,963,155	-	178,043,897	1,080,742
	売建				
	米ドル	630,613,579	-	642,059,628	△11,446,049
	メキシコペソ	14,696,156	-	14,700,280	△4,124
	トルコリラ	47,556,897	-	45,550,097	2,006,800
	チェココルナ	8,301,228	-	8,136,636	164,592
	ハンガリーフォリント	3,011,007	-	2,934,954	76,053
	ポーランドズロチ	1,901,200	-	1,866,015	35,185
	ルーマニアレイ	42,717,198	-	42,149,120	568,078
	香港ドル	280,516,370	-	286,267,609	△5,751,239
	南アフリカランド	21,610,170	-	21,301,010	309,160
	オフショア人民元	15,787,086	-	15,705,834	81,252
	合計	-	-	-	△7,222,519

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
 - ①為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
 - ②為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 為替予約取引については、以下のように評価しております。
 - ①本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - (2) 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - ②同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
 - ③上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- ※ 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

区分	種類	(2025年5月19日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	コロンビアペソ	1,890,350	-	1,890,163	△187
	インドルピー	12,445,405	-	12,283,194	△162,211
	韓国ウォン	51,575,628	-	52,742,182	1,166,554
	マレーシアリンギット	63,867,805	-	65,091,434	1,223,629
	ペルーソル	23,856,711	-	23,872,502	15,791
	売建				
	ブラジルリアル	51,813,589	-	52,445,582	△631,993
	コロンビアペソ	131,042,254	-	133,988,141	△2,945,887
	インドルピー	20,944,079	-	20,898,326	45,753
	台湾ドル	40,019,731	-	41,970,521	△1,950,790
	為替予約取引 買建				
	米ドル	278,901,080	-	280,877,756	1,976,676
	メキシコペソ	13,265,441	-	13,723,886	458,445
	トルコリラ	13,377,982	-	13,391,181	13,199
	チェココルナ	127,097,782	-	127,887,341	789,559
	ハンガリーフォリント	92,304,941	-	93,623,112	1,318,171
	ポーランドズロチ	1,818,750	-	1,767,731	△51,019
	ルーマニアレイ	5,162,927	-	4,947,384	△215,543
	南アフリカランド	9,887,727	-	10,273,302	385,575
	オフショア人民元	139,645,684	-	144,469,420	4,823,736
	売建				
	米ドル	428,071,234	-	436,048,592	△7,977,358
	メキシコペソ	7,650,088	-	7,657,104	△7,016
	トルコリラ	38,057,628	-	36,184,606	1,873,022
	チェココルナ	10,528,950	-	10,523,033	5,917
	ハンガリーフォリント	2,808,000	-	2,804,426	3,574
	ポーランドズロチ	13,095,150	-	12,975,897	119,253
	ルーマニアレイ	66,400,500	-	64,696,560	1,703,940
	香港ドル	124,886,320	-	127,295,333	△2,409,013
	南アフリカランド	13,039,680	-	13,809,229	△769,549
	オフショア人民元	2,434,764	-	2,409,912	24,852
合計		-	-	-	△1,172,920

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
 - ① 為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
 - ② 為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については、以下のように評価しております。
 - ① 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - (2) 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - ② 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
 - ③ 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※ 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	(2024年11月18日現在)	(2025年5月19日現在)
期首元本額	1,772,951,214円	1,568,052,452円
期中追加設定元本額	11,091,688円	14,701,348円
期中一部解約元本額	215,990,450円	151,776,815円
期末元本額	1,568,052,452円	1,430,976,985円
元本の内訳（注）		
メロン世界新興国ソブリン・ファンド	1,482,916,880円	1,347,221,944円
メロン世界新興国ソブリン・ファンド （年1回決算型）	85,135,572円	83,755,041円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表
第1 有価証券明細表（2025年5月19日現在）
（イ）株式
該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券
次表のとおりです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債 証券	米ドル	0% TREASURY BILL 05/25	200,000.00	199,976.48	
		0% TREASURY BILL 09/25	150,000.00	148,002.72	
		計	350,000.00	347,979.20 (50,436,105) 2.0%	
	メキシコペソ	7.75% MEXICAN BONOS 5/31	5,899,600.00	5,569,179.09	
		7.75%UNITED MEXICAN11/42	2,350,400.00	1,928,063.25	
		8.5% MBONO 05/29	15,900,000.00	15,797,019.03	
		8.5%MEXICAN BONO11/38	10,777,400.00	9,803,326.19	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：9.6%	34,927,400.00	33,097,587.56 (246,937,791) 9.8%	
	ブラジル レアル	10% BRAZIL NTN-F 01/33	4,361,000.00	3,778,695.86	
		10% BRAZIL NTN-F 1/35	3,688,000.00	3,096,758.30	
		10% FEDERATIVE REP 01/27	1,125,000.00	1,106,104.35	
		10% FEDERATIVE REP 01/29	4,550,000.00	4,274,575.53	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：12.1%	13,724,000.00	12,256,134.04 (313,580,543) 12.4%	
	コロンビア ペソ	6% COLOMBIA TES 04/28	1,310,000,000.00	1,180,324,973.30	
		7.25% COLOMBIA TES 10/50	650,700,000.00	391,607,768.25	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：2.1%	1,960,700,000.00	1,571,932,741.55 (54,546,066) 2.2%	
	ペルーソル	5.4% REP OF PERU 08/34	507,000.00	472,692.73	
		6.9% PERU B SOBERAN 8/37	2,390,000.00	2,394,542.33	
		7.6% REP OF PERU 08/39	466,000.00	486,153.25	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：5.1%	3,363,000.00	3,353,388.31 (131,825,383) 5.2%	

ウルグアイ ペソ	8.5% URUGUAY 3/28	3,600,000.00	3,495,182.65	
計	銘柄数：1 組入時価比率：0.5%	3,600,000.00	3,495,182.65 (12,118,497) 0.5%	
ドミニカペソ	10.5% DOMINICAN REPUBLIC 03/37 11.25% DOMINICAN REP 9/35	8,000,000.00 8,000,000.00	7,846,400.00 8,294,178.32	
計	銘柄数：2 組入時価比率：1.5%	16,000,000.00	16,140,578.32 (39,818,806) 1.6%	
トルコリラ	26.2% TURKEY GOV 10/33 31.08% TURKEY GOVB 011/28	26,324,755.00 13,130,000.00	22,180,635.45 11,792,343.30	
計	銘柄数：2 組入時価比率：4.9%	39,454,755.00	33,972,978.75 (126,892,472) 5.0%	
チェココルナ	1.5% CZECH REPUBLIC 4/40 2.5% CZECH REPUBLIC 8/28 2.75% CZECH REPUBLIC 7/29 4.5% CZECH REPUBLIC 11/32	18,400,000.00 6,700,000.00 4,000,000.00 1,850,000.00	12,432,520.28 6,486,015.53 3,870,396.68 1,915,508.79	
計	銘柄数：4 組入時価比率：6.2%	30,950,000.00	24,704,441.28 (161,072,957) 6.4%	
ハンガリー フォリント	3% HUNGARY GOVT 10/27 3% HUNGARY GOVT 10/38	48,610,000.00 299,770,000.00	45,113,218.26 195,991,361.66	
計	銘柄数：2 組入時価比率：3.7%	348,380,000.00	241,104,579.92 (96,441,831) 3.8%	
ポーランド ズロチ	1.75% POLAND GOVT BOND 4/32 7.5% POLAND GOVT BOND 7/25	2,680,000.00 4,250,000.00	2,154,076.61 4,573,919.78	
計	銘柄数：2 組入時価比率：9.9%	6,930,000.00	6,727,996.39 (254,923,783) 10.1%	
ルーマニア レイ	4.75% ROMANIA GOVT 10/34 5.8% ROMANIA GOVT 07/27 5% ROMANIA GOVT 02/29 8% ROMANIA GOVT 04/30	945,000.00 6,170,000.00 1,790,000.00 1,955,000.00	759,078.05 5,894,851.50 1,610,317.70 1,948,008.74	
計	銘柄数：4 組入時価比率：12.7%	10,860,000.00	10,212,255.99 (328,528,275) 13.0%	
マレーシア リンギット	3.828% MALAYSIA GOVT 7/34 4.893% MALAYSIA GOV 6/38 4.921% MALAYSIA 07/48	1,260,000.00 2,700,000.00 1,356,000.00	1,285,102.87 3,015,100.53 1,545,217.29	
計	銘柄数：3 組入時価比率：7.6%	5,316,000.00	5,845,420.69 (196,766,797) 7.8%	
インドルピー	7.26% INDIA GOVT BOND 2/33	26,060,000.00	27,747,385.00	
計	銘柄数：1 組入時価比率：1.8%	26,060,000.00	27,747,385.00 (47,448,028) 1.9%	
南アフリカ ランド	7% REP SOUTH AFRICA 2/31 8.25% REP SOUTH AFR 3/32 8.75% REP SOUTH AFR 2/48 8% REP SOUTH AFRICA 1/30 9% REP SOUTH AFRICA 1/40	15,652,968.00 4,425,000.00 6,579,060.00 4,110,616.00 7,914,078.00	14,127,774.73 4,134,002.70 5,041,855.72 3,977,717.85 6,580,220.14	
計	銘柄数：5 組入時価比率：10.5%	38,681,722.00	33,861,571.14 (272,247,031) 10.8%	

	オフショア 人民元	3.29%CHINA GOVT BOND5/29	5,510,000.00	5,921,480.18	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：4.6%	5,510,000.00	5,921,480.18 (119,119,456) 4.7%	
	小計			2,452,703,821 (2,452,703,821)	
社債券	コロンビア ペソ	8.375% EMPRESAS PUB11/27	2,368,000,000.00	2,158,668,871.04	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：2.9%	2,368,000,000.00	2,158,668,871.04 (74,905,809) 3.0%	
	小計			74,905,809 (74,905,809)	
合計				2,527,609,630 (2,527,609,630)	

外貨建有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券の合計金額に対する比率であります。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
米ドル	国債証券 2銘柄	2.0	2.0
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	9.6	9.8
ブラジルレアル	国債証券 4銘柄	12.1	12.4
コロンビアペソ	国債証券 2銘柄	2.1	5.1
	社債券 1銘柄	2.9	
ペルーソル	国債証券 3銘柄	5.1	5.2
ウルグアイペソ	国債証券 1銘柄	0.5	0.5
ドミニカペソ	国債証券 2銘柄	1.5	1.6
トルコリラ	国債証券 2銘柄	4.9	5.0
チェココルナ	国債証券 4銘柄	6.2	6.4
ハンガリーフォリント	国債証券 2銘柄	3.7	3.8
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	9.9	10.1
ルーマニアレイ	国債証券 4銘柄	12.7	13.0
マレーシアリンギット	国債証券 3銘柄	7.6	7.8
インドルピー	国債証券 1銘柄	1.8	1.9
南アフリカランド	国債証券 5銘柄	10.5	10.8
オフショア人民元	国債証券 1銘柄	4.6	4.7

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年6月30日現在)

I 資産総額	2,513,579,360円
II 負債総額	4,537,519円
III 純資産総額（I－II）	2,509,041,841円
IV 発行済数量	6,512,195,995口
V 1単位当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.3853円 (3,853円)

(参考) 世界新興国ソブリン・マザーファンド

(2025年6月30日現在)

I 資産総額	2,705,216,610円
II 負債総額	35,228,539円
III 純資産総額（I－II）	2,669,988,071円
IV 発行済数量	1,405,519,494口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.8996円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年6月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年6月末現在）

① 会社の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

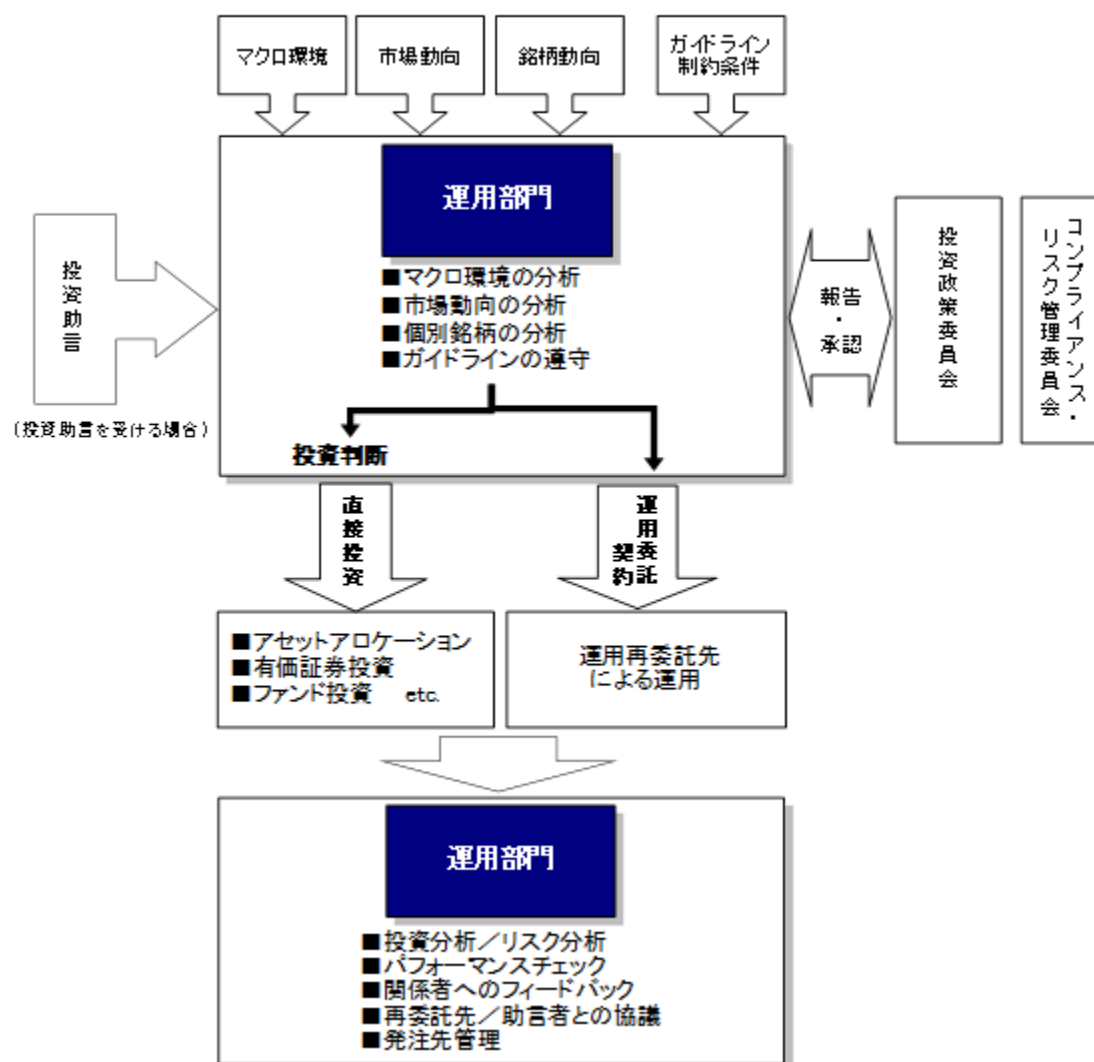
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

② 運用の意思決定機構



原則として四半期に1回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。

（注）上記の運用体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。2025年6月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
追加型株式投資信託	32	1,137,789
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	25,210
単位型公社債投資信託	0	0
合 計	33	1,162,999

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,877,114	8,445,521
未収委託者報酬	684,003	654,369
未収運用受託報酬	2,448,844	481,704
未収収益	183,432	307,542
未収入金	76,760	24,134
未収還付法人税等	65,176	17,599
未収消費税等	-	185,925
前払費用	14,022	46,335
仮払金	5,106	3,617
流動資産計	12,354,461	10,166,750
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 243	*1 211
有形固定資産計	243	211
投資その他の資産		
投資有価証券	14,906	12,747
長期差入保証金	73,126	68,021
繰延税金資産	229,409	-
投資その他の資産計	317,443	80,769
固定資産計	317,686	80,980
資産合計	12,672,147	10,247,731
負債の部		
流動負債		
未払金	260,460	223,078
未払費用	2,656,203	1,000,188
預り金	143,267	101,021
仮受金	14,352	14,566
未払消費税等	140,172	29,051
賞与引当金	104,419	97,018
流動負債計	3,318,876	1,464,925
固定負債		
退職給付引当金	527,816	499,337
繰延税金負債	-	1,606
固定負債計	527,816	500,943
負債合計	3,846,692	1,965,869
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,333,438	6,789,955
利益剰余金合計	7,333,438	6,789,955
株主資本合計	8,823,438	8,279,955
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,016	1,906
評価・換算差額等合計	2,016	1,906
純資産合計	8,825,454	8,281,862
負債・純資産合計	12,672,147	10,247,731

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,022,879	2,949,932
運用受託報酬	4,973,757	2,902,176
その他営業収益	1,002,312	949,109
営業収益計	8,998,949	6,801,218
営業費用		
支払手数料	1,237,600	1,216,686
広告宣伝費	43,197	47,773
調査費	5,088,723	3,143,845
通信費	1,630	1,184
印刷費	4,888	3,842
協会費	12,757	11,751
その他の営業雑経費	5,799	5,037
営業費用計	6,394,598	4,430,121
一般管理費		
役員報酬	72,373	114,316
給与・手当	950,650	895,166
賞与	182,777	246,750
賞与引当金繰入額	74,868	74,868
退職給付費用	125,761	97,210
交際費	5,390	4,988
旅費交通費	25,659	27,008
租税公課	25,536	23,447
不動産賃借料	130,113	132,076
事務委託費	636,965	814,382
固定資産減価償却費	37	31
諸経費	153,277	242,645
一般管理費計	2,383,411	2,672,893
営業利益または営業損失（△）	220,938	△301,796
営業外収益		
受取利息	11	473
受取配当金	82	76
為替差益	17,889	3,187
投資有価証券売却益	56,865	723
雑収入	13	-
営業外収益計	74,861	4,460
経常利益または経常損失（△）	295,800	△297,336
特別損失		
特別退職金	64,595	19,063
特別損失計	64,595	19,063
税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）	231,205	△316,400
法人税、住民税及び事業税	65,455	△ 3,981
法人税等調整額	19,824	231,064
法人税等合計	85,280	227,082
当期純利益	145,924	△543,482

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304
当期変動額						

当期純利益			145,924	145,924		145,924
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△15,774	△15,774
当期変動額合計	-	-	145,924	145,924	△15,774	130,150
当期末残高	795,000	695,000	7,333,438	8,823,438	2,016	8,825,454

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,333,438	8,823,438	2,016	8,825,454
当期変動額						
当期純損失			△543,482	△543,482		△543,482
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△109	△109
当期変動額合計	-	-	△543,482	△543,482	△109	△ 543,592
当期末残高	795,000	695,000	6,789,955	8,279,955	1,906	8,281,862

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、ファンドの運用成果に

応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
器具備品	416千円	448千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	14,906	-	-	14,906
資産計	14,906	-	-	14,906

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	12,747	-	-	12,747
資産計	12,747	-	-	12,747

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,877,114	-	-	-
未収委託者報酬	684,003	-	-	-
未収運用受託報酬	2,448,844	-	-	-
合 計	12,009,963	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,445,521	-	-	-
未収委託者報酬	654,369	-	-	-
未収運用受託報酬	481,704	-	-	-
合 計	9,581,595	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	14,906	12,000	2,906
	小 計	14,906	12,000	2,906
合 計		14,906	12,000	2,906

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	12,747	10,000	2,747
	小 計	12,747	10,000	2,747
合 計		12,747	10,000	2,747

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
投資信託受益証券	206,865	56,865	-
小 計	206,865	56,865	-
合 計	206,865	56,865	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
投資信託受益証券	2,723	723	-
小 計	2,723	723	-
合 計	2,723	723	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金期首残高	600,480 千円	527,816 千円
退職給付費用	92,116 千円	70,808 千円
退職給付支払額	△164,780 千円	△99,286 千円
退職給付引当金期末残高	527,816 千円	499,337 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	92,116 千円	70,808 千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,263 千円	16,969 千円
退職給付費用	110,379 千円	87,777 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注2）	- 千円	83,127 千円
未払費用	18,209 千円	16,099 千円
未払事業税	1,430 千円	1,635 千円
賞与引当金	31,973 千円	29,707 千円
退職給付引当金	161,617 千円	157,391 千円
敷金償却	9,319 千円	11,203 千円
ソフトウェア開発費償却	9,368 千円	16,744 千円
繰延消費税	- 千円	5 千円
繰延税金資産小計	231,920 千円	315,913 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	- 千円	△83,127 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	△232,786 千円
評価性引当額小計（注1）	- 千円	△315,913 千円
繰延税金資産合計	231,920 千円	- 千円
繰延税金負債		
未収特別法人事業税	△1,620 千円	△740 千円
投資有価証券	△889 千円	△866 千円
繰延税金負債合計	△2,510 千円	△1,606 千円
繰延税金資産の純額	229,409 千円	△1,606 千円

(注1) 評価性引当金が315,913千円増加しております。この増加は繰延税金資産の回収可能性の判断において企業の分類を変更したことによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損 金 (a)	-	-	-	-	-	83,127	83,127
評価性引当額	-	-	-	-	-	△83,127	△83,127
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	-
(調整)		
住民税均等割	1.0	-
役員賞与	3.9	-
交際費否認	1.5	-
その他	△0.1	-
税効果適用後の法人税等の負担率	36.9	-

(注) 当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,022,879	4,973,757	1,002,312	8,998,949

2. 地域ごとの情報

- (1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
6,020,214	461,254	2,503,544	13,935	8,998,949

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

- (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,250,652	投資運用業
A社（注）	2,043,365	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,949,932	2,902,176	949,109	6,801,218

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,860,509	451,712	2,480,438	8,557	6,801,218

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,112,885	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） (注1)	30,632	預金	7,337,574
親会社 の 子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運 用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	2,107,595	未収運 用 受託報 酬	551,926
親会社 の 子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運 用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (委託調査費) (注1)	982,348	未払費 用	264,403
親会社 の 子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£ 46	資産運 用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (委託調査費) (注1)	2,484,172	未払費 用	1,751,056

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） (注1)	390,673	預金	6,946,901

親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運 用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	1,951,703	未収運 用 受託報 酬	466,274
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運 用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (委託調査費) (注1)	933,228	未払費 用	220,726
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£ 46	資産運 用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (委託調査費) (注1)	2,484,172	未払費 用	1,751,056

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・インベストメント・マネジメント (APAC) ホールディングス・リミテッド (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	555,060円05銭	520,871円83銭
1株当たり当期純利益金額	9,177円66銭	△34,181円31銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益（千円）	145,924	△543,482
普通株式に係る当期純利益（千円）	145,924	△543,482
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
- ① 名称

三井住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額

342,037百万円（2025年3月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでおります。
- <参考：再信託受託会社の概要>
- 名称

株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額

51,000百万円（2025年3月末現在）
- 事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでおります。
- 再信託の目的

原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
1	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	SMBC日興証券株式会社 [※]	135,000百万円	
3	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
4	楽天証券株式会社	19,495百万円	
5	株式会社SBI証券	54,323百万円	
6	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
7	三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	

※SMBC日興証券株式会社は、本書提出日現在、募集・販売の取扱いを行っておりません。

(3) 投資顧問会社

- ① 名称

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー
- ② 資本金の額

41,318百万米ドル[※]（2024年12月末現在）

※同社は資本金の額を開示していないため、上記の資本金額は、最終親会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資本金の額を記載しております。
- ③ 事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社

当ファンドの募集、販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社

委託会社からの委託を受け、マザーファンドの運用を指図します。

3【資本関係】

- (1) 受託会社

該当事項はありません。
- (2) 販売会社

該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

提出年月日	書類名
2024年11月26日	臨時報告書
2024年12月26日	臨時報告書

2025年 1月24日	臨時報告書
2025年 2月17日	有価証券報告書
2025年 2月17日	有価証券届出書
2025年 2月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

御園生 豪洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月1日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高見 昂 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメロン世界新興国ソブリン・ファンドの2024年11月19日から2025年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メロン世界新興国ソブリン・ファンドの2025年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。